

広告法規マニュアル

第37号

2014年3月

選挙と広告 —インターネット活用編—



公益社団法人 東京広告協会
TOKYO ADVERTISING ASSOCIATION

法務政策委員会

< 目 次 >

I. はじめに	2
1. インターネット選挙運動解禁法（改正公選法）成立の背景と経緯	
(1) インターネット選挙運動解禁に至る背景と経緯	2
(2) 今回の公選法改正前におけるインターネットを利用した選挙運動・政治活動への 規制と実際の摘発事例	4
2. 用語の解説等	
(1) 「選挙運動」「政治活動」の違いについて	5
(2) 「文書図画（ぶんしょとが）」とは	6
II. インターネット選挙運動解禁法（改正公選法）の概要	
1. 改正公選法の趣旨	8
2. 従来の「選挙運動」に関する規制の概略	9
3. 改正公選法の概要	
(1) ウェブサイト等を利用する方法による選挙運動用文書図画の頒布の解禁	10
(2) 電子メールを利用する方法による選挙運動用文書図画の頒布の解禁	11
(3) 選挙運動用有料インターネット広告の禁止等	14
(4) インターネット等を利用した選挙期日後の挨拶行為の解禁	15
(5) 屋内の演説会場内における映写の解禁等	16
(6) 誹謗中傷・なりすまし対策等	17
(7) 買収罪の適用	18
(8) その他	19
III. 個別の「選挙運動」への当てはめと「広告取引」における留意点	21
① 選挙運動用の政党等（支部を含む）・候補者のホームページ等関連業務	22
② 政党等（支部を含む）の政治活動としての有料インターネット広告掲載業務	23
③ 政党等（支部を含む）・候補者の選挙運動用のメール、メルマガ等の配信業務	24
④ 選挙運動用のフェイスブック、ツイッター等のSNS関連業務	25
⑤ 誹謗中傷・なりすまし・サイバー攻撃・炎上対策関連業務	26
IV. トラブル・シューティング	
選挙運動費用（法定制限額）の規制と「買収罪」適用への留意点	27
V. 参考・引用文献、参考URLのご紹介	34